

【神奈川県高等学校レスリング専門部内規】

1) 専門部の目的について

- ① 本専門部は神奈川県高等学校体育連盟の規約に基づき、全国高体連レスリング専門部及び関東高体連レスリング専門部と提携して、本部会の発展を図ることを目的とする。

2) 事業について

- ① 本専門部は上記の目的を達成するために下記の事業を行なう。
 - (1) 高等学校生徒の競技に関する事項の審議
 - (2) 各種競技大会の開催に関する事項の審議並びに執行
 - (3) 全国・関東高体連レスリング専門部との連絡
 - (4) その他、目的達成に必要な事項

3) 組織について

- ① 本専門部は神奈川県高等学校体育連盟の規約によって組織する
- ② 本専門部は県高体連レスリング専門部加盟校を以って組織する
- ③ 本専門部に次の役員を置く
 - (1) 部長 1名
 - (2) 副部長 (若干名)
 - (3) 委員長 (1名)
 - (4) 副委員長 (若干名)
 - (5) 会計 (2名以上)
 - (6) 監事 (2名)
 - (7) 県高体連各委員会委員 (各1名)
 - (8) 競技運営委員 (専門部委員)

4) 参加資格について

- ① 本年度、本専門部登録済み高等学校のクラブ員として、学校長・顧問が認め、当該学校における春の健康診断によって異常なしと認められた生徒に限る。その他、参加資格については、全国高体連レスリング専門部関東高体連レスリング専門部規約に準ずる。
- ② 当年度の日本協会登録及び高体連レスリング専門部登録を終了し、スポーツ安全保険の加入者に限る。

5) 罰則について

- ① 県大会の運営並びに本専門部の名誉・発展を著しく疎外する者、または学校があった場合は次の罰則を適用するものとする。
 - (1) 大会出場の停止
 - (2) 当該者または当該校の成績の抹消、または当該者、当該責任者の謝罪文を提出させてこれを公表する。
 - (3) 以上のことは専門委員会にて決定する。

6) その他

- ①本内規以外の問題及び追加・補填・補足事項については専門委員会において審議・決定する。